

東青みどりの通信

No.114

令和4年1月11日

〒030-0861

東青地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室

青森市長島二丁目10番3号 青森フコク生命ビル6階



TEL:017-734-9961 FAX:017-734-8305

令和3年度東青地域たまねぎの里づくり支援事業の取組

「たまねぎ」の産地化による農業所得の拡大を目指し、地域に適合した栽培技術の確立や実需者・地域住民等に対する認知度の向上を図るため、次のことに取り組みました。

令和2年の秋に設置した基肥量の実証ほ2か所（青森市奥内地区、蓬田村郷沢地区）で6月29日に現地検討会を開催し、収穫前の生育状況を確認したところ、越冬率の向上が新たな課題となりました。



現地検討会



JA秋まつりで販売

地域住民への直売として7月4日に奥内地区、7月11日にJA直売所、10月30日にJA秋まつりでイベント販売を実施し、大変好評でした。

秋定植たまねぎの先進地である秋田県大潟村で視察研修を12月2日に実施しました。14名が参加し、JA大潟村が整備しているたまねぎの乾燥・貯蔵・調製施設と栽培ほ場を視察し、大潟村の生産者と交流しました。



視察研修

今後は、実績検討会の開催、秋定植作型栽培ごよみの作成を予定しています。

新「あおり土づくりの匠」誕生

県では、「日本一健康な土づくり運動」を推進するため、土づくりに関して地域の生産者の模範となるような技術や知識を有する農業者を「あおり土づくりの匠」として認定しています。

今年度新たに、蓬田村でトマト栽培に取り組んでいる津島鉄平さんが認定され、東青管内では9人目の「土づくの匠」誕生となりました。

津島さんは総合土壌診断に基づいた施肥や堆肥を活用した土づくりのほか、JA青森トマト部会長等を務め、部会員や就農希望者への土づくり技術の普及に貢献しています。津島さんには今後も地域の土づくりのリーダーとして、活躍が期待されます。

また、県では今年度から『土の見える化』が拓く農業生産ステップアップ事業を実施し、土壌の化学性・物理性・生物性の三要素の総合診断に基づく土づくりの必要性について、産地への啓発・普及に取り組んでおり、東青管内では外ヶ浜町にモデル実証ほ（ねぎ）を設置しています。



津島鉄平さん

農山漁村のワーク・ライフ・バランスを考える

11月16日にViC・ウーマンと若手女性農業者を対象に農山漁村女性経営参画セミナーを開催しました。

前半は、女性が働きやすい職場づくりについて、DVD視聴や意見交換を行いました。参加者からは、「若い頃、こづかい確保に苦勞した。若いうちに家族経営協定を締結して、取り決めておくべき」、「農作業は慣れてきたが不満もある。でも、家族には話せない」などの発言がありました。

農業や漁業は、仕事も生活も常に一緒という特徴があるからこそ、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の双方を充実させ、双方に良い影響が生まれるように工夫すること）が重要です。まずは家族で働き方や生活について話し合うことの大切さ確かめました。



働き方について意見交換



金澤氏(左)の指導によるピザづくり

後半は、外ヶ浜町で米粉スイーツや地元食材活用弁当の加工販売に取り組んでいる金澤美加子氏の指導により、じゃがいもで生地を作り、トマトケチャップ、ホタテ、りんごなど、地域の特産物を活用した食事系とスイーツ系のピザづくりを行いました。参加者たちは、「じゃがいもの新しい活用方法を習得できたので、家庭や地域活動で活用したい」と話し合っていました。

また、一緒に実習することで交流が図られ、連絡先を交換し合う若手女性農業者もみられました。

魅力的な農業経営を目指して家族経営協定を締結！

青森市内で家族経営協定調印式が行われ、11月8日には青森市飛鳥の齋藤武則さん・和也さん親子、12月6日には青森市浪岡の佐藤孝さん・真紀さん夫婦が、それぞれ協定を締結しました。これで、令和3年12月末現在の東青管内における締結農家数は77戸となりました。

家族経営協定とは、家族みんながやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族の話し合いにより取り決めるものです。

協定締結のタイミングは、夫婦等で農業経営の充実強化を図る時、後継者が就農する時、後継者が結婚する時、経営移譲をする時などと言われています。

協定締結により活用できる制度上のメリットは、①夫婦や親子等による認定農業者の共同申請、②配偶者や後継者に対する農業者年金の保険料補助、③新規就農者の農業次世代人材投資資金の夫婦型申請等が可能になることです（それぞれ一定の条件あり）。前述の齋藤さん親子は①、佐藤さん夫婦は③が協定締結のきっかけとのことでした。

新規に協定締結を考えたい人、また、既に締結しているが、家族の状況等の変化により見直したい人は、お住まいの市町村農業委員会又は農業普及振興室に相談くださるようお願いします。



齋藤武則さん・和也さん



佐藤孝さん・真紀さん

女性組織が取り組む ” 誰もが安心して暮らせる地域づくり”

県では、令和 2 年度から地域共生社会を支える農山漁村女性活躍モデル事業を実施しています。これは、女性組織等による「共助の仕組みづくり」の活動を支援するものです。

この事業を活用して、令和 2 年度は、JA 青森女性部南地域女性部が青森市浪岡地域における冬場の高齢者の孤立防止等を目的として、交流サロン「りんごのつどい」を 3 回開催しました。リースや料理の体験、体操などで交流を図ったほか、大福や赤飯などの手作り加工品の販売も行い、大好評でした。女性部では地域貢献として継続することとし、今年度は女性部単独事業に位置づけ、冬期間に 3 回開催する予定です。

そして、令和 3 年度は、「JA 青森母さんの焼き肉のたれの会」が青森市鶴ヶ坂地域において、高齢者の見守りと交流



簡単にできる料理づくり
(りんごのつどい)

サロン「たんぽぽの会」の実施に取り組み、1 月末までに 4 回開催することとしています。募集チラシは回覧板のほか、高齢者世帯には会員が見守りを兼ねて直接届けるようにしています。

ゲームや体操、焼き肉のたれを使った料理作りなど、毎回趣向を凝らした内容で交流を図っています。

どちらの組織もコロナ禍で、常にサロンを開催できるのか不安を抱えながらの取組ですが、それぞれの地域での定着を目指し、今後も継続していくこととしています。



手先を使うゲーム(たんぽぽの会)

農作業体験で「食」の大切さを学ぶ！～学校田での稲作体験学習～

平内町立小湊小学校では、毎年、約 5 アールの水田で、地域農家や行政の協力のもと、稲作体験学習を行っています。

今年は 4～6 年生 126 名が、昔ながらの道具を使って 5 月 28 日に田植え体験、10 月 4 日に稲刈り体験を行いました。また、10 月 27 日には、5 年生が足踏み式脱穀機や動力脱穀機(ハーベスタ)を使用した脱穀体験を行いました。

農業普及振興室では「お米のよいところ」について食育

講話を行ったり、苗の植え方や稲刈りの鎌の使い方などについて説明しました。

昨年度、体験学習が中止になったこともあり、田んぼでの作業が初めてという児童も多く、歓声をあげながら、皆楽しそうに作業していました。

体験後、感想を聞かれた児童は、「お米を作るのは大変だと思いました。これからは大事に食べます。」と話していました。



「田植え定規」で目印を付ける児童



脱穀に挑戦!

高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病に万全を期して

昨年12月に、県内で高病原性鳥インフルエンザが5年ぶりに発生しましたが、当地域県民局では、日頃から、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病発生防止のため、家畜飼養農場等に対して重点指導をしています。

また、これらの疾病が発生した場合、迅速で的確に対応し、早期に清浄化する必要があることから、令和3年6月、担当職員の知識向上のため、東青地域県民局の職員を対象に、防疫拠点ごとに勉強会を開催したほか、令和3

年10月22日、青森家畜保健衛生所で実際の防疫作業を想定した防疫実動演習を実施しました。

防疫実動演習では、防疫拠点である集合施設、現場事務所及び消毒ポイントの設営・運営や防疫拠点間の連絡調整について、地域県民局職員が作業を行いました。

具体的には、発生農場で防疫作業に従事する県職員（以下、「動員者」）が利用する集合施設の運営や動員者への防護服着衣補助、発生農場に設ける現場事務所の設営や動員者の受入れの手順を確認するとともに、消毒ポイントで使用する動力噴霧機の組立と車両消毒作業について確認しました。

今後も演習等により、防疫拠点の体制強化と関係者の対応能力の向上を図り、特定家畜伝染病発生の防疫体制を強化し、特定家畜伝染病の発生に備えていくこととしています。



動力噴霧機の組立



動員者への防護服着衣補助

米価下落に関する相談窓口を開設しています

令和3年産の米価下落に対応して、県では、令和3年10月5日から特別相談窓口を設置しています。当地域農林水産部でも常設窓口（平日の9時～17時まで）を設置しており、資金繰りやセーフティネット対策のほか、主食用米から他作目への作付転換や生産コスト低減対策などについて相談に応じています。

また、令和3年11月5日には、東青地域米価下落対策検討会議を開催し、管内市町村、青森農協、日本政策金融公庫、青森県農業共済組合の参加により、今後の支援策について協議し、情報を共有しながら協力して進めていくことを確認しました。

各市町村において移動相談会を開催し、融資制度や支援事業など個別相談を実施しました。

農業経営の維持・安定のために必要な運転資金について、県では、「青森県米価下落減収対策資金」を創設して、低利の融資が受けられるよう支援を行っています。借入限度額は、令和3年産主食用米の減収分（但し、個人500万円、法人2000万円を限度）です。令和4年3月31日までの貸し付けとなりますので、希望される方は、最寄りの取扱金融機関（県内の農協、青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫及び東奥信用金庫）までご相談ください。

